

# 雷電の聲と將門の惡

——『將門記』をめぐって——

## 富 樫 進

### 一 はじめに——問題関心——

天慶三年（九四〇）に勃発した天慶の乱（平將門の乱）は、東國を根柢に活躍した豪族・平將門が、桓武天皇の末裔という血筋と武威とを拠り所に独自の王権樹立を企図したという点で、日本史上たぐいまれなる事件であった。

天慶の乱の経緯を詳細に記録する軍記物語『將門記』では將門の敗死を語ったのち、彼の行為を次のように評価する。

①方に今、雷電の聲は尤も百里の内に響く。②將門の惡はすでに千里の外に通れり。

…（中略）…仍て不善を一心に作して天位を九重に競ふ。過分の辜、則ち生前の名を失ひ、放逸の報い、則ち死後の媿はづかしを示す。

【將門記】

ここでは、「雷電の聲」がひどく「百里の内」に鳴り響き、將門の惡事がすでに「千里の外」に知れ渡る（傍線①・②部分）とともに、將門がよからぬ心によって過分の大罪を犯した結果、生前獲得した兵としての名声を失い、そのほしいままの振る舞いの報いとして死後の恥辱を受けている、とされる。ここに傍

線①・②部分の原文を示すと「方今、①雷電之聲、尤響百里之内、②將門之惡、既通於千里之外」となり、『將門記』の特徴の一つである四六駢儷体を駆使した対句表現に基づく「百里之内↑千里之外」という対概念の並置が確認できる。本稿ではまず、この対句表現の解釈を起点として、『將門記』における國土観・空間観を考察していきたい。

数ある『將門記』注釈のうち、右の対句表現を意識して当該部分を解釈したのが竹内理三氏である。氏は右の対句が「本朝文粹」巻四所収「同じき公、撰政准三宮等を辞するの表（以下「辞表」）の表現をふまえたものだとした上で、將門が神明の放った矢によって射殺され、その首級が平安京にもたらされたことを示す「首は千里の外に伝へらる（傍点筆者）」という「辞表」の表現に依拠し、「百里の内」を「東國」、「千里の外に通れり」を「京都にまで通じた」意味とそれぞれ解釈する。しかし、「百里の内」と東國、「千里の外」と平安京とがなぜ結びつくのかという根柢について、竹内氏はとくに言及しない。

本稿では〈百里の内⇨東國〉〈千里の外⇨平安京〉とする竹内説の適否について検討すると共に、『將門記』における空間

観念の背景を、その（東国）像を中心に提示してみたい。

二 「諸侯の象」たる雷電

——「百里の内」をめぐって——

前節にて引用した『将門記』傍線①部分において「百里（の内）」  
「雷電（の声）」という二つの語が結びつく必然性を考える上で  
示唆的なのが、爵・禄の等級について定めた『礼記』（A）と、  
後漢の班固（二三〜九二）撰『白虎通義』（B）である。

王者の禄爵を制する、公・侯・伯・子・男、凡て五等なり。  
…（中略）…天子の田は方千里、公・侯の田は方百里、  
伯は七十里、子・男は五十里。…（A）『礼記・王制第五』  
④諸侯の封の百里を過ぎざること、雷の百里を震はし、雲  
雨を潤す所の同じきに象る。

⑤雷は、陰中の陽にして、諸侯の象なり。…（B）

「白虎通義 四 封公侯」

まず（A）において確認したいのは、『礼記』においては「天子（王者）」の領田が千里四方、「諸侯」の田が百里四方と定められている（傍線③部分）点である。一方、（B）においては雷が「諸侯の象」であるという前提の下（傍線⑤部分）、雷が「百里」四方を震わすと同時に雲や雨を用いて潤すという自然現象が、諸侯が自らの領土を統治・教化するという行為の象徴となる（傍線④部分）。（A）に認められる、諸侯の封土の上限を百里四方とするきまりは周王朝（前一一〇〇頃〜前二五六）に起源を有するとされており、後漢王朝の黎明期に当

たる建武二年（二六）、功績のあつた諸侯に対して破格の食邑を与えようとした光武帝に対して、側近であつた博士・丁恭が食邑の削減を提議した際の根拠になつてゐる。

⑥古の帝王の諸侯を封すること、百里に過ぎず。故に⑦以て侯を建つるに利有り。⑧法を雷に取る。⑨幹を強くし枝を弱くするは、治を為す所以なり。今、諸侯を四県に封ずるは法制に合せず。〔後漢書・本紀一・光武帝紀第一上〕

ここでは、皇帝から諸侯に対する上限を百里四方以下と定める（傍線⑥部分）根拠が「法の根拠たる」雷に求められている点（傍線⑧部分）に加え、周王朝の故事を正当化する根拠を探る理由となる「侯を建つるに利あり（二重傍線⑦部分）」が、『周易』の以下の部分をふまえた内容である点が注目される。

⑩屯は元いに亨りて貞しきに利ろし。往くとくところあるに用うるなかれ。侯を建つるに利し。象に曰はく、…（中略）…⑪大いに亨りて貞し」とは、雷雨の動き満盈すればなり。⑫天造草昧、宜しく侯を建つべくしていまだ寧からず。象に曰わく、⑬雲雷は屯なり。君子以て経綸す。

「易経（周易）上経・屯」

『易経』において、右に引用した「屯」は六十四卦の第三番目に配列され、下に雷を象徴する震（三）、上に水を象徴する坎（三）を配した卦である。六十四卦全体の配列の順序上、この「屯」は天の象徴である「乾（第一番目に配列）」、地の象徴である「坤（第二番目に配列）」の生成に続いて起こる、天地の間を満たす万物の生成の象徴とされる。

『易経』では、「屯」が性急な行動を控えると同時に、諸侯を

封建するのに適切な時機である（傍線⑩部分）とされ、「彗辞」中の「元（大）いに亨りて貞し（元亨貞）」を雷雨の動きによって万物が生育途上にある段階だと解釈する（傍線⑪部分）。さらにこのような自然現象が為政者の行動に転化され、「君子が国家経綸の志を建てる」（傍線⑬部分）ものの「天運はじめて開き草運蒙昧の時期だから、諸侯を封建してことに処すべき時期であり、まだ全く安寧とは言い切れない」（傍線⑭部分）段階と解釈される。以上の内容を先の『後漢書』光武帝紀の内容に重ね合わせてみると、帝位について問もない上に赤眉軍の叛乱を完全に平定しきれない当時の光武帝の状況は、まさしく創造されたばかりの天地の間で万物が生まれ出でようとしている「屯」の段階にほかならず、君臣間に強固な序列を築く必要上（傍線⑯部分）雷すなわち震を含む卦である屯の示す内容に随って（傍線⑰部分）、周王朝の先例を追うべきことが主張されたのがわかる。

以上に示した『後漢書』光武帝紀における『周易』からの影響を考慮すると、先の(B)『白虎通義』を解釈する上でも、『周易』「震」の内容を前提として「諸侯」と「雷」との関係を考えるべきだろう。傍線④部分は「震は百里を驚かす」（周易下経・震）や「雷雨の動き満盈す」（周易上経・屯）などの表現と内容的連関があると考えられるし、傍線⑤部分の内容も陰爻（二）二・陽爻（一）一から構成される「震」が（陰爻を二画と考えると）合計五画から構成され、奇数たる陽卦に分類されることと符合する。『後漢書』に認められるような論理的整合性は確認できないものの、『白虎通義』に展開された『礼記』解釈もまた『周

易』の内容をふまえたものであることは明らかだ。

### 三 ゆれうごく東国——「千里の外」をめぐる——

一方、傍線②部分の「千里の外」についてはどうだろうか。前節において「方千里」が天子の治める領地を意味することが明らかとなったが、「礼記」「王制」には天子の直轄地である「方千里」とその外部——「千里の外」の統治について定めた、以下の一節が存在する（本文に⑭⑰⑱の番号および傍線を付した）。

⑭凡そ四海の内には九州有り。州は方千里。⑮州ごとに百里の国三十、七十里の国六十、五十里の国百有二十を建つ。凡て二百一十国なり。：（中略）：八州、州ごとに二百一十国。⑯天子の縣内は、方百里の国九、七十里の国二十有一、五十里の国六十有三、凡て九十三国なり。：（中略）：⑰（天子は：筆者補記）千里の外に方伯を設く。五国以て属と為す。属に長有り。十国以て連と為す。連に帥有り。三十国以て卒と為す。卒に正有り。二百一十国以て州と為す。州に伯有り。八州に、八伯、五十六正、百六十八帥、二百三十六長あり。⑱八伯は各其の属を以て、天子の老二人に属す。天下を分かちて以て左右と為し、二伯と曰ふ。⑲千里の内を甸と曰ひ、千里の外を采を曰ひ、流と曰ふ。 『礼記・王制第五』

各々千里四方からなる九つの「州」によって全世界が構成されている（⑭）という前提の下、「礼記」では天子の縣内——大小九十三の国によって成り立つ天子の直轄地としての一州（⑯）と、各々大小二百一十の国からなる残りの八州（⑰）と

を区別する。後者の八州は（方）伯—正—帥—長という序列に基づく中央集権体制がひかれ(17)、各州の（方）伯は「二伯」と称される天子直属の大臣二名に分属する(18)。そして「千里の内」すなわち天子直轄の九州は「甸」と称され、「千里の外」すなわち残りの九州は「采」「流」と称される(19)。以上の内容をふまえると、『将門記』における「千里の外」は皇帝の直轄地を除く世界全土、（方）伯によって管理される間接統治区域を意味することになる。

『将門記』は平安京—東国という二つの舞台における主人公将門とその宿敵・平貞盛それぞれの行動を「公」「私」という二項対立的基準に基づいて評価しており、その全体を貞盛が将門と私闘を繰り広げる前半部分と、「旧郷」常陸から平安京へと舞い戻った貞盛が朝廷に仕える立場で将門に対峙する後半部分とに大別できる。右の『礼記』の内容をふまえると、「雷電の声」が響き渡る「百里の内」とは、唯一絶対たる天子（『将門記』では朱雀天皇）の統治下において将門の君臨の許された、天子の直轄地の外に拡がる東国圏内を示している。つまり、傍線①部分は将門・貞盛がともに（私）の立場で敵対する『将門記』前半部分の内容を象徴する表現であり、天子たる朱雀と諸侯に比定された将門との間の絶対的君臣関係を内包しているため、平安京と東国とは（都—鄙）の対立項上に配される【図一】。一方、「千里の外」とは「将門の悪」が通ずるとされる点で東国の外延部たる平安京を指すのは明らかだが、天子の直轄地を「方千里」とする『礼記』の内容を重視すれば、ここには将門を「千里」の統治者、すなわち天子と見なす視点を窺うこ

とができよう。つまり、この表現は菅原道真の託宣（後述）に依拠し、「新皇」として坂東八国を統治せんとする将門を描く『将門記』後半の内容と対応する。『将門記』後半部分では（公）の後ろ盾を獲得した在京官僚・貞盛に対する将門の行動がそのま（公）への叛逆（＝悪行）として評価されるが、傍線②部分では「本天皇」朱雀の統治する平安京と「新皇」将門の統治する東国とをそれぞれ異なる天子の直轄地として位置づけることで（都—都）の二極構造を成立させる【図二】とともに、将門によって樹立された独立王朝が、（私）的にして悪行渦巻く場であったことを示唆する狙いがあったと考えられる。

【図一】前半（傍線①部分）

※☆天皇＝千里の内・★将門＝百里の内（千里の外）



【図二】後半（傍線②部分）

※☆朱雀天皇＝千里の外・★将門（新皇）＝千里の内



以上の考察の結果、小稿冒頭で紹介した竹内説の妥当性を再確認できるが、ここで強調しておきたいのは「千里の外」が単に東国を基準とした遠隔地を意味するのみならず、「新皇」将

門の直轄地・坂東八国を自律的な（帝国）とみなす前提のもとに成り立つ表現だという点である。東国の「新皇」と区別する目的で、平安京の朱雀帝を「本天皇」と称する点にも象徴的なように、『将門記』には本来唯一無二であるはずの天皇の存在を相対視し得る視線が組み込まれている。その結果、『将門記』における（東国）は平安京と車の両輪・鳥の両翼のような関係を保ちつつも一種の（自律性）を保ち、将門の武力行動に連動して（都）と（鄙）の間を揺れ動いていたといえる。

#### 四 自律性としての「濫悪」

—— 同時代史料との比較検討をめぐって ——

ところで、小稿冒頭に挙げた将門評価では、（諸侯）将門による統治・教化圏の隠喩たる「雷電（の声）」と、将門の新皇即位・坂東八国領有計画に対する『将門記』作者の直接的評価と思しき「将門の悪」とが対句的に配されていた。

前節にて述べたように、『将門記』後半部分においては貞盛が私闘（および、その舞台である東国）から脱出して「公」の後ろ盾を回復することで、『将門記』前半部分においてはどちらかといえば好意的に評価されることの多かった将門による貞盛への敵対行動がそのまま「公」への逆行行為、すなわち「悪行」として否定的に評価されるようになる。ここで注目したいのは、前半と後半とで対照的な転換の様相を示す『将門記』の対将門評価基準と連動するかのようには、『将門記』後半部分では、将門の本拠地たる（東国）を「濫悪の地」と見なす評価基準が

浮上してくる点である。

『将門記』前半部分において、貞盛は将門に遺恨をもつ良兼・良正兄弟の口車に乗せられ、官人であるにもかかわらず違法な手段を用いて東国の将門討伐に参戦する。この時点において、平安京と東国（坂東）という二つの土地の間に顕著な優劣の差を認めることはできない。しかし、そのような均衡関係は貞盛の自省によって大きく揺れ動くことになる。

身を立て徳を修むるには、忠行より過ぎたるは莫し。名を損じ利を失ふは、邪悪より甚だしきはなし。①清廉の比はひも、匏室に宿れば、鞭笞の名を、同烈に取る。

…（中略）…遂に濫悪の地に巡らば、必ず不善の名あるべし。…（C）

たとえ清廉潔白な身であっても、生臭い匂いの立ちこめる「匏室（匏などの乾物の貯蔵庫）」に長くいれば、その身に生臭い匂いが染みついてしまう（傍線①部分）。同様に、邪悪のはびこる坂東の地で将門との闘いに明け暮れていては、必ずや汚名を蒙ってしまうに違いない（傍線②部分）。この後に貞盛は在京官人としての自覚を取り戻し、朝廷への奉仕に専念することを決意するが、以降は「花城」平安京対「濫悪」の地「坂東」という対立項が『将門記』後半部分を貫通する。

ここで、右の引用箇所（C）以外に『将門記』における「濫悪」の用例を列挙すると「将門の（興世王・源経基両名の：筆者補記）濫悪を鎮めむとするの本意は既に以て相違ひぬ」…（D）「当に今、（将門による：筆者補記）濫悪の日、烏景西に傾き、放逸の朝、印鑑を領掌せらる」…（E）「而も将門、濫悪を力

と為して国位を奪はむと欲す」…(F)「將門は：筆者補記）出でては濫惡を朝夕に競ひ…」…(G)「但し世は鬪諍堅固、尚し濫惡盛んなり」…(H)となり、(C)を含めて合計六カ所に「濫惡」の語が認められる。うち、(D)～(G)の四例は將門や興世王らの行為を指しており、彼らの人物像を表象する語のようにも受け取り得るものの、(東国)の屬性を指す(C)の用法や「將門記」作者の当世觀を表す(H)の用法の存在は無視し得ない。また(D)～(G)についても、各々の行為の舞台がすべて(東国)であることを考えると、『將門記』における「濫惡」とは將門ら(叛乱者)の人物像を象徴する熟語というよりは、むしろ当世の(東国)を象徴する熟語として解釈するほうが適切であろう。そこに立ち入る者を生臭く染め上げてしまうという「蝮室」の如く、將門・貞盛らを「濫惡」なる存在へと染め上げてしまう「濫惡の地」の具体像を考える上で、天慶の乱發生から約半世紀後に記された『尾張国解文(以下「解文」)』という史料がひとつの手がかりを与えてくれる。

取る所の土毛供給、正物の外に已に以て三倍せり。…(中略)…或る郡には<sup>①</sup>濫惡の子弟・郎等を放ち、或る郡には<sup>②</sup>不調の有官・散位を入る者れば、爰に、町段歩数を論せず、条里阡陌を弁さず、只己が枉心に任せて、一段の見地を以て二三段に記し付く。

〔尾張国解文・一六・二請被裁断令雜使等入部所責取雜物事〕右の史料では、尾張国司・藤原元命が不良役人や官位に就いていない者(傍線②部分)や「濫惡の子弟・郎党等(傍線①部分)」を各郡に派遣し、規定量を上回る「土毛(臨時の不正

規の税金)」などを強引に徴収するという非政が、在地の立場から告発されている。

一方、延喜十四年(九一四)醍醐天皇に奏上された『意見十二箇条(「本朝文粹」二)』において、三善清行は国司の不正に関して郡司や百姓からの告発があった際、不正の有無を調査する朝使の派遣を取りやめ、後任の国司に調査を委ねることを提案する。そこに示された清行の当代觀は、『解文』(および『將門記』)と時代的にやや開きがあるとはいえ、「解文」によって告発された元命らの立場を代弁するような内容をもつ点で興味深い。

<sup>①</sup>方に今時代澆季にして、公事済しがたし。故に国宰の治事々々に正法に拘牽せらるること能はず。故に或は尺を枉げて尋を直くする者あり、或は始を失ひて終を全くする者あり。…(中略)…いはむやこの牧宰等、身は帝簡より出でて、志は朝恩を報ず。ただに績を明時に立てむことを求むるのみに非ず。また皆名を後代に垂れむことを念ふものなり。<sup>②</sup>故に比年この罪に陥れる者、皆公のために功を謀り、いまだ成らざるの間、俄に告言せらるるのみ。いまだ曾て自ら犯して己を入れし人あらず。靜にその意を尋ぬるに、誠にこれ公罪なり。〔意見十二箇条・第八条〕

清行は当代を道徳風俗の乱れた末世(澆季)と見なしており、必ずしも「正法」に則った治世が実現されるとは限らないため、不正な手段で政務を達成する者の存在を容認する(傍線①部分)。その上で、当時罪を問われた国司はみな「公」のために功をはかり、その目的が達成される前に告訴されただけであり、私利私欲による犯罪を犯したものはなく、いかなれば「公

罪」といふべきものである（傍線②部分）、と清行は力説する。ここに認められる樂觀的な国司性善説の背景には、目的のためには手段を選ばない（＝選べない）退廃した地方行政の現状に対する在京貴族・清行の諦めが存在する。「公のために功を謀」つた結果こそが、まさしく『解文』筆者の糾弾する「濫悪」に他ならない、という状況も十分に想定できよう。

『将門記』において、将門は「素より国の乱人たり、民の害毒たり」と酷評される藤原玄明（はるあき）と組んで常陸国長官・藤原維幾と戦闘を行い、結果的に坂東八国領有へと突き進むことになるが、『将門記』は将門が玄明に荷担した理由を「常陸介藤原維幾朝臣の息男為憲、偏に公の威を仮りて、ただ冤枉（えんわう）を好」んだためとする。このくだりは『解文』中の「濫悪の子弟・郎等」による土毛の不正徴収を髣髴とさせると共に、将門本人の望まざるかたちで坂東八国占領という謀叛が引き起こされたことを暗示する点に注目したい。先の『解文』や「意見十二箇条」の内容をふまえて将門・玄明による弁明の意味を考えると、『将門記』における「濫悪の地」とは、在京の皇族・官人本位の倫理基準を超越した、実力本位の土地ということになるだろう。

『将門記』は勝敗の行方を名分の有無や戦闘力の優劣ではなく、時運に帰して解釈する傾向が強い。このことは、『将門記』において〈東国〉が自力救済を旨とする「濫悪の地」であり、平安京中心の単純な善悪二元論では割り切れない世界として描き出されていることと表裏一体の関係にある。このような点を重視する際、『将門記』全体の大きな転機となる将門の「新皇」即位宣言が「菅原（道真：筆者補記）朝臣の靈魂」の取り次

ぎによる「位記」であったことは、『将門記』の〈東国〉像を理解する上で重要な点である。菅原道真が死後怨靈化したと考えられていたことはよく知られており、ここで将門に「位記」を授与したとされる「菅原朝臣の靈魂」も反朝廷の立場をとる道真の怨霊とみなすことができよう。川尻秋生氏は道真の息子・菅原兼茂が将門の乱当時に実質的に常陸国を支配していたことに注目し、父・道真に連座して中央政界からの左遷を余儀なくされた兼茂に周囲の人々が同情を寄せたであろう点、さらに八幡神が皇祖神でありながら私的な勧請を国家から容認されていた点を背景に、『将門記』に認められる新皇の位記授受が実現したと考える。

道真のような政治的敗者に共鳴する者たちはその怨念を為政者に対する潜在的な不満と結びつけ、政治的敗者の靈魂を怨霊（御霊）として祀りあげることで王権勢力への反逆を試みる。将門の建都とは、既存の政權から追放された反王権の神威に依拠する形で、東国が本質的に有していた「濫悪」という自律性を最大限に増幅させる意味を含む行為であった。『将門記』における〈東国〉像とは、そこに生きる人々の協調・敵対というダイナミズムを原動力に、平安京と併存しつつも自律した存在にあった当時の畿外のあり方を反映したものであったといえよう。〈東国〉のもつそのような自律性が在京皇族や官僚・文人らにより「濫悪」と表現されたのではないだろうか。

## 五 むすびにかえて

前節で述べたように、『将門記』では将門による坂東占領が

將門本人の望まざる行為であつたことを示す箇所がある。このことは、「濫悪」のエネルギーが在京皇族や官僚はおろか、將門や貞盛ら戦鬪の当事者にとつても制御不可能なものであつたことを示唆している。しかし、当時萌しを見せつつあつた中世的な王士王民思想・神国思想の前においてそのエネルギーは封じられることとなる。八幡神によつて皇位を授けられた將門が護国を司る八大尊官の放つた「神籙」によつて射殺されるといふ『將門記』の筋立ては、神威を背景とする脅威を別の神仏の力で封じ込めるといふ点で、在野の反王権的怨靈が朝廷主導の御靈信仰へ取り込まれ、王権擁護の神へとその性質を転換させる構図とパラレルな関係にあることは疑いない。

「此の覬覦の謀を縦にするは、古今にも希なる所なり。況むや本朝は神代以来、未だ此の事有らじ」といふ『將門記』の慨嘆は「素より侘人を済けて氣を述べ」英雄將門を前代未聞の王位篡奪という「邪悪」へと駆り立てた（東國）の「濫悪」に対する、みやこびとの戦慄を表しているといえよう。

- (注) (1) 山岸徳平・竹内理三・家永三郎・大曾根章介校注『古代政治社会思想（日本思想大系8）』（一九七九年、岩波書店）。
- (2) 武王、成、康所封数百、而同姓五十五。地、上不過百里、下三十里。以輔衛王室。
- 〔史記・卷十七・漢興以來諸侯王年表〕
- (3) 『易経』本文解釈は、高田真治・後藤基已訳『易経』（岩波文庫）に拠る。
- (4) 有天地然後万物生焉。盈天地之間者唯万物。故受之以屯。

(5) 屯者物之始生也。…（以下省略）：〔易経・序卦伝〕陽卦多陰、陰卦多陽。其故何也。陽卦奇、陰卦耦。

(6) 拙稿「都市」と「地方」の彼方に——『將門記』の分析を通じて（『文化』六八一—三四、二〇〇五年三月）。

(7) 拙稿、(6) 前掲論文。このような（東國）像が当時広範に認められたことについては、加藤友康「平安貴族の「坂東」像」（『日本歴史』六〇〇、一九九八年五月）や川尻秋生「平安貴族が見た坂東——將門の乱の影響を中心として——」（『日本歴史』六三三—五、二〇〇一年四月）など、日本史研究者による指摘がある。

(8) 中国典籍における「濫悪」の用例は、「功、謂器之精好者、苦、謂濫悪者」（『荀子』弁功苦、注）「器濫悪不利者、以其土予人也」（『管子』参患）など、器物の品質が低いという意味合いが強い。『漢語大詞典』は「恶劣、質量低劣（原文は簡体字）」とする。

(9) 篠原昭二「初期軍記・王朝説話文学と中世軍記」（『国文学解釈と鑑賞別冊 講座日本文学 平家物語上』所収。一九七八年、至文堂）

(10) 川尻秋生「將門の新皇即位と菅原道真・八幡大菩薩——菅原道真・八幡神の託宣をめぐって——」（『古代東國史の基礎的研究』所収。二〇〇三年、塙書房）

(11) 義江彰夫「神仏習合（岩波新書）」（一九九六年、岩波書店）、河音能平「天神信仰の成立——日本における古代から中世への移行」（二〇〇三年、塙書房）など。

(12) 村井章介「王士王民思想と九世紀の転換」（『思想』八四七、一九九五年一月）